

審査基準新旧対照表

旧	新
審 査 基 準 <u>令和4年5月13日</u>作成	審 査 基 準 <u>令和7年8月8日</u>作成
法 令 名：道路交通法施行令	法 令 名：道路交通法施行令
根 拠 条 項：第34条第4項	根 拠 条 項：第34条第4項
処 分 の 概 要：普通自動車免許等を受けていた期間が通算して1年以上で中型自動車免許の運転免許試験を受けるための教習の課程の指定	処 分 の 概 要：普通自動車免許等を受けていた期間が通算して1年以上で中型自動車免許の運転免許試験を受けるための教習の課程の指定
原権者（委任先）：福岡県公安委員会	原権者（委任先）：福岡県公安委員会
法 令 の 定 め：大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定に関する規則第1条第5項（指定の基準等）	法 令 の 定 め：大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定に関する規則第1条第5項（指定の基準等）
審 査 基 準：普通自動車免許等を受けていた期間が通算して1年以上で中型自動車免許の運転免許試験を受けるための教習の課程の指定の基準は、別紙のとおり。	審 査 基 準：普通自動車免許等を受けていた期間が通算して1年以上で中型自動車免許の運転免許試験を受けるための教習の課程の指定の基準は、別紙のとおり。
標 準 処 理 期 間：7日間（行政庁の休日は含まない。）	標 準 処 理 期 間：7日間（行政庁の休日は含まない。）
申 請 先：警察本部運転免許試験課	申 請 先：警察本部運転免許試験課
<u>問い合わせ先</u> ：警察本部運転免許試験課教習所係（092-566-2892）	<u>問 合 せ 先</u> ：警察本部運転免許試験課教習所係（092-566-2892）
備 考：	備 考：

別紙

1～4 (略)

5 教習実施上の留意事項

(1)～(6) (略)

(7) 教習時間

ア 1時限の時間

学科教習及び技能教習は実質50分を確保すること（本人の確認、引継ぎ事項の確認、運転免許証の確認等の時間は、教習時間に含まれない。）。

イ (略)

(8) (略)

6～8 (略)

別表 (略)

別紙

1～4 (略)

5 教習実施上の留意事項

(1)～(6) (略)

(7) 教習時間

ア 1時限の時間

学科教習及び技能教習は実質50分を確保すること（本人の確認、引継ぎ事項の確認、運転免許証又は免許情報記録個人番号カードの確認等の時間は、教習時間に含まれない。）。

イ (略)

(8) (略)

6～8 (略)

別表 (略)